

横浜地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日時

令和元年11月21日（木）午後3時30分～午後5時25分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事訴訟手続のIT化について～横浜地裁の取組状況～

4 出席者

（委員）伊集守直，大竹優子，大友喜一郎，片山隆夫，加藤勝，杉原則彦，杉本朗，竹内寛志，田辺由美子，福田英司，安室伸一，和城信行（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，民事次席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

福田英司委員，田辺由美子委員（任命順）

(2) 説明者の紹介

河村浩（第1民事部部総括裁判官），齋藤巖（第4民事部裁判官），篠原淳一（第8民事部裁判官），大島奈々絵（第8民事部裁判官），本田正男（神奈川県弁護士会弁護士），村松剛（同弁護士），菱山哲平（同弁護士）

(3) 今回のテーマに関する説明者の説明

- ① 齋藤裁判官及び大島裁判官から「民事訴訟手続のIT化について」と題して説明
- ② 本田弁護士から「E裁判に寄せる期待，これからの弁護士」と題して説明

(4) ウェブ会議の実演

(5) 意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □説明者)

■ 皆様の職場などにおけるIT化の現状について、またそのメリット、デメリットをどのように感じておられるかについて、御紹介をいただければと思います。

○ 新聞社は実はIT化はあまり進んでいませんが、現状の手続をITに置き換えることで便利になる部分は大きくて、私は昔手書きで原稿を書いていた世代ですけど、ファックスで送っていた原稿を、今はメールでもスマホでも送れます。いわゆる物理的にIT化することで得られるものは大きいので、まずはそこをやればいいと思います。私たちの場合ですと、一人で取材に行き、一人で仕事をして、そのまま家に帰るので、記者がどこかで集まるということがなくなってしまったのですが、フェース・トゥー・フェースで話しながら仕事を磨いていくということが、実は大事な仕事なのかなと思っています。裁判でも、同じところで双方から話を聞いて比べるといったことが基本にあったと思いますので、そういうところをないがしろにしないように、例えば書面のやりとりを電子化するとか、テレビ会議で争点整理をできるようにするとか、そういったところでとどめるのが大事かなと思います。

○ 私の本業は米の商売ですが、IT化という部分では決して先進的な方ではないと思います。そうは言っても、社員は1台ずつパソコンを持っていて、データの共有や、店舗においてこれから起こるニーズの予測もやっています。一番良かったと思うのはやはりペーパーレスで、紙の資料が減りますし、データが残せるので過去を振り返ることも簡単になります。誰がどんな仕事をしているかということの共有化も図れます。物を売る商売ですので利便性が一番だとは思いますが、裁判所のことを考えてみると、利便性だけで済む問題でもないのかなと思います。裁判所

に出向くということで得られる緊張感や心構え，そういったものがあると思うので，IT化は手続等の省力化の部分にはよろしいのかなと思いますが，裁判所に来ることによって得られる感覚をこれからの運用の中でも残していただきたいなと思いました。

- 大学でも，研究の打合せや会議にはウェブでのやりとりを使っていて，特に便利なのは海外の研究者の方とそれぞれの大学にいながらやりとりができるということです。今回実演していただいたように，複数の方が参加する中で，研究資料などを情報共有しながらやっていくような形です。ただ，裁判となると，その共有する情報，ウェブ会議の中での映像や会話，共有する資料などの情報の保護，他者が不正にアクセスすることが問題となり得るのかなという気がしました。そのような部分は検討された上で活用されているのでしょうか。

また，大学では打合せ以外に大学院の入試面接などでもウェブを利用していますが，まだ日本に来ていない外国の学生の面接で，その学生がいる空間はどうなっているのか，裁判でいえば，弁護士の方とそれ以外に誰がいるのか，どういう空間なのか，試験の場合はカメラに映らないところに誰かが立って回答を助けるということもあり得るので，その空間に受験生だけがいるということを確認し，それがどこまで厳密にできているかを気にします。離れて便利になる部分と，情報の保護，あるいは参加者に対する配慮をどういう形でやられるのかなと思いました。

- セキュリティに関しては，技術的などところを含めて事柄の性質上この場で詳細を述べることは難しいのですが，ウェブ会議に関しては，こちらから会議に参加していただく方をゲストユーザーとして呼び出すことになるわけですが，多要素認証とか多段階認証と言われているような認証を厳格にするとか，あるいは諸々の技術的措置につきまして担当部署において所要の措置をとっていると聞いております。それから，利用

しているインターネット通信は暗号化されているので、通信上のセキュリティも図られていると聞いております。

また、2点目の御質問ですが、参加される側のその空間ないし場所、それがどのような状況になっているのかというのは、大変重要な点かと思えます。基本的には、ゲストの方がどのような場所におられるのか、最終的にその場所でいいのかどうかという判断は、その手続を主宰する裁判体が個別に判断するということとなります。その際、御指摘のような懸念がある場所であれば、そのような場所からのウェブ会議は認めないという判断もあり得るでしょう。通常、弁論準備手続を電話会議で行う場合には代理人弁護士の事務所を原則としておりますので、およそそういう懸念のない場所であるということで手続をしております。今後ウェブ会議という形でいろいろ裾野を広げていくということになりますと、場所の適切性というのは課題であろうというふうに思っております。

- 業務のIT化は金融界においても重要な取組課題となっています。メリットとしては、まず内部のシステムとして、金融機関の場合、拠点が全国に、あるいは海外も含めて複数ございますので、その間の会議などを効率的にできることや、時間や資料の取扱いといったところがあるかと思えます。また、対外システムとしては、大量の業務を処理するために、オンライン化、システム化して、オンラインで受けたものをその中で処理してまた外に返すというのをシステム内で一貫してできるようにすれば、人手が間に入ることによって生じるミスもなくなるので、メリットであると思えます。一方、デメリットとしては、本人確認といったセキュリティ面と、システムがダウンしたときの業務継続について十分な体制整備を行う必要があるといったところかなと思えます。
- NPO法人で市民活動支援センターを運営しています。リタイアした、ある程度高齢の方を対象にしているのですが、なかなかITにそぐわない面

もありますが、時間の節約、人件費、コストの節約という意味でいえば、スタッフの手間や受け入れる側のスキルを考えて、だんだんIT化をしていると思います。最近はできるだけメールを利用し、スタッフの手間や経費の削減を考えています。また、センターは、完全にボランティアで運営しているので、IT化というのは逆に必須で、ボランティアのスタッフが来る交通費も必要なくなりますし、自分の好きな時間にできるというのも、ITのメリットです。いついつ会合があるというメールを自動配信するシステムになっているので、そこに担当者を置く必要もありません。受ける側も、最初はなかなかメールもできないという方が、今ではネットで申込みするとか、SNSも使えるようになりました。

- 市の方でもIT化は進めております。内部の事務的なシステムでは、庶務や労務のシステム、インターネット閲覧などのほか、決裁などもシステム化されています。ただ、やはり外からいろいろな攻撃を受けているという状況もあり、ウイルスや不正なデータが送信されるということも起こっているので、セキュリティ対策は非常に気を使っているところでは。インターネットを閲覧する場合も通常のブラウザではなく特別なブラウザを使う形で外の情報を見ることになっていて、かなりセキュリティに配慮しています。一方で、市民の皆様の個人情報を抱えているということで、例えば住民基本台帳や福祉のシステムについてはネットワークで情報共有しておりますが、セキュリティ面に十分配慮したシステムを組んでいます。また、テレビ会議についてはなかなか進んでいない状況で、18の区で会議をする場合でも、基本的には1か所に集まって会議を行っています。こちらは拠点が市内に限られていることもありますが、やはり顔を合わせて議論する重要性もあるのかなということで、そういう形態をとっております。

- お話を伺って、いろいろな角度で、いろいろな方面でIT化が進んで

我々の日常に入ってきているというふうな感じが強くいたしました。裁判所も今遅ればせながら走っているという状況でありますけれども、今日のウェブ会議の実演などを見てどのようにお考えになったか、あるいは民事訴訟手続のIT化についてお気づきの点やどういふことを望むかという点についてお聞かせいただければと思います。

- 司法を一極集中させず、地方を平等にというのがあったと思いますが、このようにIT化が進んでいって通信も発達してどこでもできるとなれば、都市部の方が仕事はしやすいので弁護士の先生方はむしろ都市部に集まってくるんじゃないかと思います。裁判所もIT化して、全部東京とか窓口が一つになって、どこの事案でもその窓口で受けますよというほどIT化が進んでいけば、それは困らないのかなと思うんですけれども、実はやっぱり通信手段がなくなると本庁に集中するし、あとはデジタルデバイドってありましたけど、パソコンも不要で全部スマホでみたいなことになってくると、ますますそれを持っていない方などは疎外されていくのかなと思います。だから、やっぱり不便なところを電子化するということは賛成ですが、本質的なIT化を考え出すといろいろな問題があるのかなと思います。
- 弁護士の立場でちょっと根本的なところからお話ししますと、裁判所には土地管轄というのがありまして、全国津々浦々に裁判所はあるわけですが、どこで裁判を開くかというのは法律である程度決められていますので、ユーザーが自由に選ぶということは難しい面があるわけです。例えば、横浜地裁の裁判官がいい裁判官だから、じゃ横浜地裁に訴訟を起こそうと思っても、法律でそこが管轄になっていなければできないわけです。私は今、九州まで行ってやっている裁判がありますし、例えば関係者が住んでいる離島に裁判官、書記官、調停委員みんな出張してやりましょうということもありますが、そうすると日程は相当先

になります。こういうときにまさに今日のウェブ会議のシステムを利用すれば、遠方に行く時間や費用など節約できるので、そういう制約を乗り越える代替的な手段として活用するのであれば大いに賛成です。けれども、先ほどからお話が出ているように、物理的に近い距離で話すコミュニケーションの積極的な意義というのを、今まで我々は当然のこととしてあまり考えてこなかったんじゃないかと思います。今、ITによって離れた場所でのコミュニケーションができるようになると、実は意外に物理的に近いところでコミュニケーションする意味って大きいんじゃないかというのが考えられ始めてきたのかなと思うんです。裁判所もウェブが徹底的に発達すれば、東京一極で全部の裁判官が集中し、弁護士も都市部に集中するというような話になるわけです。しかし、物理的に近い距離で、人間が相手の息遣いも聞きながら、この人は何を考えているんだろうというのを目の前に見て、その感情を読み取りながら話す、そういうコミュニケーションが、紛争解決の中でも大切なんじゃないのかなと思います。ウェブの積極性、便利さだけに追われてしまうとどうなのかなと思います。

- 私は弁護士会では裁判所と一緒にIT化を進める側にいるんですけど、確かに人との接点をどうするのかという問題はやはり残るんだろうと思います。そういった意味では、棲み分けじゃないですけど、どこまでIT化して、人と人の接触する場面はどこに残すのかというのがこれからの課題なのかなと思っています。今は法律上、証人尋問は法廷でやりますと、基本的には遠隔地でやることはないし、ネットで証人尋問をやったりという話にはならないんですけど、それは法律でそうなっているだけの話で、そこを乗り越えて法律を変えることにするのかどうかというのは、やっぱり人と人が直接接することの必要性というのを考えていく必要があるのかなと思います。また、弁護士の都市部への集中は

あるかもしれないですけど、クライアントの関係でいうと、例えば小田原のどこかにいる人が、弁護士は東京だから東京に来てくださいというよりは、やっぱり小田原の弁護士に相談に行くだろうなというのもあるので、弁護士の的には一極集中まではしないだろうとは思っています。

○ 検察庁は刑事事件を扱っておりまして、捜査、公判実務の厳格な手続は紙の書類で担保されているというところがあるので、IT化はかなり遅れている方だと思いますが、最近の経験でいうと、例えばサーバーをつくって、検察庁内のメールのやりとり等はそこでやっているんですけど、数年前、落ちていたLANケーブルがあって、これは何だろうって言って適当に差しちゃった人がいるんです。それで、システムがダウンしたということがありました。それから、最近では台風が来ましたが、IT化というほどではないんですが、紙をつくるのも今はパソコンでプリントアウトしていますから、電気が落ちたときにどうするんだということになります。明日にしましようというわけにもいかないんで、予めある程度紙で印字しておいて、電気が落ちても事務が停滞しないように準備をしたりしました。セキュリティと利便性のバランス、いざ災害が起こったときにシステムがダウンしないようにするとか、そういうことをちゃんと考えていく必要があるだろうと思っております。

○ 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。御指摘のところごもっともだと思えるところがいくつもございます。裁判所で、横浜の場合ですと来年の5月頃から試行開始予定となっておりますウェブ会議を用いた争点整理というのは、現行法の下で電話の代わりに顔を見て話をしましようというもので、まずはその程度のところから始めましようということになっております。また、裁判の場合、フェース・トゥー・フェースで直接じっくりお話を伺う方がよい場合がございますので、ウェブ会議の活用が始まるといっても、全ての事件で全ての局面で

やりますということではないのです。試行が始まった後、その様子を見ながら、セキュリティ面等の問題もあると思いますので、その点も検討しながら進めていくということになるかと思います。IT化がどんどん進んでいったその先の民事訴訟がどうなっていくかということについては、現行法の改正も必要になるかもしれません。その辺りにつきましては、現在商事法務の研究会において検討されているところですので、裁判所としては、今後の議論の動向を注視していきたいと思っております。

- 今、刑事訴訟手続の分野でもIT化ということが一部ではございます。例えば証人尋問で、実際に京都にいらっしゃる証人の方に最寄りの京都地裁に来ていただきまして、横浜地裁で京都地裁に設置された画面を見ながら証人尋問を行いました。質問する側は横浜地裁の法廷にいる検察官や弁護士ですが、お答えになるのは京都にいらっしゃる方ということです。一定の要件が必要ですが、IT化ということの便利な部分というのは推進していかなければいけないだろうなと思います。ですから、やっぱりまずはやってみようという機運が必要なのではないのでしょうか。とにかく裁判というのは法廷中心ですので、出頭という言葉がありますが、要するに一堂に会するということが基本中の基本ということで私も頭の中に詰め込まれているわけです。けれども、やはり便利さというところからすると、例えば今日の実演でも両方の代理人の言い分をまとめるということは何もじかに顔を見詰める必要はないのかなと思います。ただ、実際の裁判ではもっと揉めることもありまして、ぎりぎり詰めるとなると、やはり顔を突き合わせてということになろうかと思います。この司法のシステムは、私の中では当初民間ベース、あるいは中央省庁のベースと比べると劣っているのではないだろうかという心配や不安がございましたので、今日は皆様のお話も伺っていい機会になりました。

- 今、人と人とのつながりをつくるというような活動にかかわっていて、

遠隔地のやりとりが宅急便からパソコン通信、その後インターネットと、本当に便利になったと思います。けれども、やっぱり事務的事項ならいいけれども、プラスアルファの部分は顔と顔を合わせてお話ししないとやっぱり分からない。システム開発などもしてきて、でもやっぱり最後は人と人とのつながりだよねというのは本当に感じます。ただ、IT化も絶対必要だと思うので、そのバランスをとりながらぜひ進めていただきたいと思います。

- 私なんかも、IT化を進めていく大切さというのは本当によく感じますけれども、片や法廷がなくなっていいのかというふうな気持ちも、長いこと裁判をやっている者としては感じるところで、今のおっしゃったところは随分胸に響きました。本日はありがとうございました。

(6) 次回の予定

ア テーマ

「裁判所職員の人材の確保と育成について～横浜地裁の取組状況～」

イ 開催日時

令和2年5月28日（木）午後2時～午後4時30分